

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

別表第1備考中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大和市児童福祉法施行細則別表第1備考第4項及び第5項の規定は、令和元年以前の年の所得の額を算定する場合については、なおその効力を有する。